



国 監 告 第 9 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 5 年 3 月実施の随時監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 5 年 5 月 22 日

国立市監査委員 庄 司 雅

(写)
国政経発第125号
令和5年5月16日

国立市監査委員 庄 司 雅 様

国立市長 永 見 理 夫

随時監査における要望事項の措置について（通知）

令和5年4月14日付け国監発第4号により提出がなされた件について、
下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 子ども家庭部 児童青少年課

担当部局長 子ども家庭部長 松葉 篤

以上

【要望事項】

社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との基本協定および年度協定の締結の決裁文書において、回議用紙の分類番号、施行年月日が記入されておらず、浄書者、照合者、発送者の欄に押印がなかった。矢川プラスの管理運営は新規事業であるため、指定管理に関する文書の分類番号を新規で作成するのか、既存のもので行うのかは主管課で決定のうえ、文書管理規程、文書事務の手引きに基づき、事務を執行されるよう、要望する。

措置前の状況

社会福祉法人くにたち子どもの夢・未来事業団との基本協定および年度協定の締結の決裁文書において、回議用紙の分類番号、施行年月日が記入されておらず、浄書者、照合者、発送者の欄に押印がない状況であった。

また、矢川プラスの管理運営は新規事業であるため、指定管理に関する文書の分類番号を新規で作成するのか、既存のもので行うのかの決定がなされていなかった。

措置の内容

矢川プラスの指定管理に関する文書については、既存の分類番号を使用することとし、国立市文書管理規程及び文書事務の手引きに基づき、適切な文書管理に努めてまいります。